

## 公 告 第 203 号

### 任意継続被保険者の令和3年度における標準報酬月額公告

健康保険法第47条第1項2号の規定による当健康保険組合の令和2年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び令和3年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

令和3年2月19日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合  
理 事 長 宇野 敏弘



記

1. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額  
293,131 円
2. 令和3年度における標準報酬月額  
22 等級 300,000 円
3. 適用年月日  
自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

以上